

旧優生保護法のもとで実施された強制不妊手術を
受けた者に対する補償等についての要望書

昭和23年に制定された優生保護法は、不良な子孫の出生を防止することを目的に掲げ、平成8年に同法が母体保護法に改正されるまでの50年近くにわたり、遺伝性の精神疾患・身体疾患のある者などに対して本人の同意を得ずに不妊手術が行われてきた。

日本弁護士連合会の調査によれば、全国で実施された生殖を不能とする優生手術約2万5,000件のうち、約1万6,500件が本人の同意を得ずに行われたとされている。

本県においても、昭和24年から昭和56年までの33年間に255件の強制不妊手術が行われ、県立病院ではカルテの保管も確認されており、今後調査を行うこととしている。

強制不妊手術は、子どもを産み育てるかけがえのない権利を奪うものであり、当事者の身体的・精神的な苦痛は耐え難いものであったと言わざるを得ない。

現在、国においては、当事者への救済措置などの検討に向けて議論が始まっているが、既に多くの資料が廃棄されている中で、強制不妊手術を受けた者の高齢化が進んでおり、ますます実態把握が困難となりつつある。

よって、国におかれては、旧優生保護法のもとで実施された強制不妊手術の実態について、速やかに調査を行うとともに、補償等の救済措置をいち早く実施するよう強く要望する。

平成30年3月28日

【送付先】

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	法務大臣
厚生労働大臣	

愛知県議会議長 中野治美